

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは、成年後見業務に意欲的に取り組む司法書士の団体です。会員である司法書士は成年後見制度に関する研修を受け経験を積んで成長していくことを目指して、また皆様には、成年後見制度への理解を深めていただき、身近に感じていただくことで制度の利用を広げていくことを願って活動しています。

リーガルサポートあいち HP「<http://www.aba.ne.jp/~lisaichi/>」

リーガルサポート 検索

「リーガルサポートあいち」では、講師・相談員の派遣を行っています

リーガルサポートあいちでは、成年後見制度に関する研修会や相談会、催しなどにリーガルサポート会員である司法書士を派遣します。是非、リーガルサポートあいちの出張相談や研修会をご利用下さい。

講師・相談員の派遣費用については原則的には有料ですが、場合により無料にて派遣させていただくこともできます。

研修、相談の内容は、成年後見制度に限らず、周辺にある問題、例えば遺言のこと、相続のことなどにわたってもOKです。講師・相談員の派遣のご要望、その他ご質問などがございましたら、リーガルサポートあいちまでお気軽にお問い合わせ下さい。

※尚、ご依頼件数が年度の予算枠を超えた場合、講師・相談員の無料派遣には応じられない場合がございますことをご了承ください。



電話相談も行っています ◆ いつでもお気軽にお電話ください

リーガルサポートあいちでは、成年後見に関する電話相談を行っています。是非、ご利用下さい。

受付電話にお電話いただきますと、担当司法書士から折り返し、お電話をいたします。折り返しのお電話に多少のお時間をいただく場合もありますことをご了承ください。

※電話相談の場合には、書類等を直接確認できない、電話相談時間が限られるなどの理由から、具体的な内容について、お答えできない場合もございますことをご了承ください。

詳しいご相談を希望される場合、お近くのリーガルサポートあいち会員の司法書士の紹介をいたします。(個別相談は有料となります。)

電話相談対応日 毎週月曜日から金曜日(祝日除く)

午前10時から午後3時まで

受付電話番号

052-683-6696

(リーガルサポートあいち 事務局)



◆ 市民後見人を知っていますか？ ◆

「市民後見人」を知っていますか？

成年後見制度がスタートして12年が経過し、制度を利用する高齢者、障がいのある方々の数も大変増えてきました。それにもなって、成年後見人・保佐人・補助人（以下、後見人等という）に選任される人もたくさん必要になってきました。

従来、後見人等には、ご本人のお子さんやご両親など親族が選任されるケースが多かったのですが、昨今の家庭環境や財産管理の困難さから親族ではない第三者の人が選任される割合が多くなってきました。

第三者の後見人等には、今は司法書士・弁護士・社会福祉士等福祉に関係する専門職が選任されるケースがほとんどです。しかし、そうした専門職の受け皿にも限界があり、今後ますます増加するであろう成年後見制度の利用者数を考えると新しい受け皿を探さなければなりません。

そこで、国は法律で（老人福祉法32条の2等）、各市区町村に対し、後見人等の仕事ができるような人材を育成し活用することを求めています。各市区町村で育成する後見人等のことを「市民後見人」と呼びます。

「市民後見人」には以下のような特徴を求めることができます。

- ①専門職ではない、地域に生活する一般の市民の中から、家庭裁判所の審判によって選任される。
- ②ボランティア精神に基づく市民活動とし、共助の理念を持つ。
- ③行政が関与する支援組織による研修・育成プログラムを受講し、後見人等に選任された後も継続的にサポートを受けることができる。
- ④市民という特性を生かし、きめ細かな見守り活動等身近な後見活動をする。
- ⑤後見人等への報酬については、無償若しくは低廉な報酬とされる。

「市民後見人」の育成、サポートについては、行政のみでなく私たち法律専門職にも協力が求められています。

リーガルサポートでは市民後見人育成事業支援委員会を設置し、テキストの作成頒布、講師の派遣、運営委員会への委員派遣等を行っております。

みなさんの地域におきまして、市民後見人育成の情報がありましたら、是非お伺いしたいと思っております。

また市民後見人について勉強したいということがあれば、お気軽にお問合せください。

【参考】老人福祉法第32条の2

市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部（リーガルサポートあいち）

〒456-0018

名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号 愛知県司法書士会館内

TEL 052-683-6696

FAX 052-683-6288

